

農林水産省の知的財産戦略について



農林水産省 深井 宏*

要 約

伝統的に「工業」を念頭に置いてきた「知的財産」にとって、農林水産業は無関係なものと考えられがちであり、農林水産業側においても知的財産意識は希薄であった。しかし、農林水産分野においても、「知的財産」の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等に向けた、大きな武器となし得ることが意識され、農林水産省は、2007年3月に、農林水産業・食品産業分野での知的財産に関する課題や対応方策についての総合的な戦略として、「農林水産省知的財産戦略」を策定した。この戦略は、「知的財産の創造・活用促進」、「知的財産の保護強化」、「普及啓発・人材育成」の3本柱からなり、これに基づき各般の施策が推進されている。

また、農林水産省の全体としての戦略の推進を担当する一元的組織として、この8月に「知的財産課」を設置し、知的財産施策を一層強力に推進していく。

1. はじめに

農林水産省においては、2006年2月に「農林水産省知的財産戦略本部」を設置し、翌2007年3月に、農林水産業・食品産業分野での知的財産に関する課題や対応方策についての総合的な戦略として、「農林水産省知的財産戦略」（以下「知財戦略」という。）を策定した。

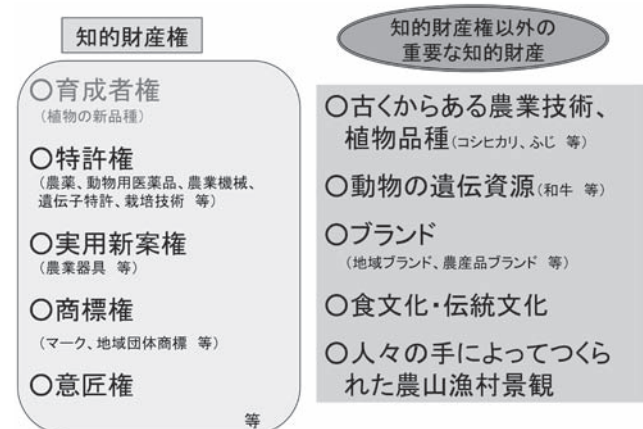
本稿では、農林水産分野において「知的財産」が意識されるようになってきた背景と農林水産分野の「知的財産」の内容を解説するとともに、このような背景の下で策定された知財戦略の趣旨及び内容について、策定後1年4ヶ月が経過した現時点における成果及び施策も織り込みながら解説したい。

2. 農林水産業と「知的財産」

農林水産業の現場では、農業者等の努力により生み出されてきた多くの技術やノウハウの多くは、農山漁村の伝統的な価値観の中で、「知的財産」と意識して権利化等が行なわれることなく地域社会の中であまゝに共有されてきたところであり、関係者には知的財産意識が薄かったと考えられる。

しかし、我が国の農林水産物及び食品は、関係者の努力を通じ、消費者の信頼に応えるべくその品質等を

向上させてきたものであって、実際に様々な形で知的財産権の対象となっているものも見られる。更に、知的財産権ならざる知的財産にも注目する必要がある。すなわち、食文化や棚田などの農山漁村の景観等はそこに住む人々の営みが培ってきたものであり、これらには、他国に類を見ない特質や美しさがあり、我が国にとって貴重な「知的財産」と評価できる。（参考資料1）



参考資料1 農林水産分野の知的財産

* 農林水産省生産局 知的財産課長

これらの「知的財産」の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等に向けた、大きな武器となし得るのである。

世界経済全般を見た場合、グローバル化の進展とともに、途上国の技術力向上は著しくなっている。しかも単なる「もの」づくりではなく「情報」づくりが重要になっている。農林水産業・食品産業分野でもそれは例外ではなく、加えて、国内農林水産業においては、生産の担い手たる農業者等の減少・高齢化が進むというかってない厳しい状況にある。海外製品との競争が激化している中で、途上国でも品質の向上が進みつつあり、今後は「質」や「付加価値」の面でも競争に打ち勝っていく必要がある。また、人口増加、地球温暖化、エネルギー資源問題等が世界の食料生産・需給に影響を与えている中で、新しい技術は、これらの解決の鍵となることが期待されている。

一方で、近年の情報化・国際化の進展により、地域の戦略的作物の栽培技術が海外に流出し、国内農林水産業への影響が懸念される事態が発生している。実際、我が国で育成されたいちご、いぐさ、さくらんぼ等の品種が海外に違法に持ち出されて生産され、また、過去に輸出した和牛の遺伝資源が利用され、海外において外国種との交雑種等が生産され販売されている。更には、農業への企業参入等を契機に農業技術等の特許化や秘匿化の動きが進み始めているが、生産現場との意識ギャップにより、意図せざる権利侵害が起こるおそれもある。

このような状況を放置すると、地域や国全体の農林水産業に影響を及ぼしたり、工夫、努力をした農業者等が不利益を被ったりして、不公平感を生じさせるおそれがある。また、農業者等の技術開発、工夫等に対するインセンティブが阻害されることとなると、産業としての農林水産業の発展にも支障を生じかねない。

3. 「農林水産省知的財産戦略」の概略と推進状況

このような状況を踏まえ、農林水産業・食品産業の競争力強化による今後の発展、地域の活性化、更には、世界の食料の安定供給や豊かな生活を実現していくためには、社会のニーズを汲んだ質の高い「知的財産」を創造し続けていく必要がある。このような認識の下に、農林水産分野の「知的財産」の将来を見据えた効果的・効率的な創造と活用を目指し、そのために、概ね3年程度を念頭に具体化すべき必要な施策を体系的

にまとめたのが、知財戦略である。

この柱として、「知的財産の創造・活用促進」、「知的財産の保護強化」、「普及啓発・人材育成」の3つの柱を掲げている。以下でこの柱ごとに、知財戦略の趣旨及び内容、策定後1年4ヶ月が経過した現時点における成果及び施策等について解説する。

(1) 知的財産の創造・活用促進

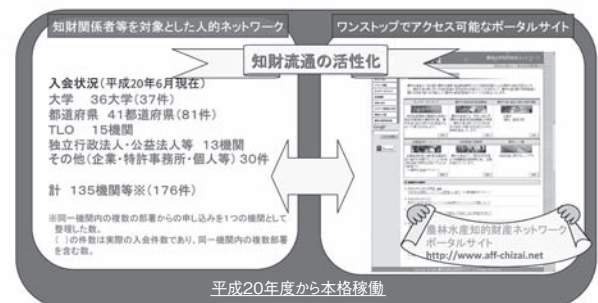
ア 研究・技術開発

農林水産業・食品産業の基盤の一つは「技術」であり、競争力の強化のためには、市場における農林水産物・食品に対するニーズを的確に把握した上で新しい技術を開発・実用化していくことが不可欠である。

開発・実用化された技術の活用方法を見据えた適切な権利化を図るとともに、これまでの研究成果のストックの効果的な活用を更に推進していく。例えば、機能性食品やバイオマス燃料等の新たな需要・新産業創出につながる研究成果の実用化・事業化を推進するほか、和牛やイネ等の遺伝子特許の取得を促進し、新品種創出や育種改良を促進していく。

加えて、農林水産業・食品産業分野の特許情報等を一元的に把握できるデータベースとポータルサイト及び大学、中央・地方の農林水産分野の試験研究機関等の約8割の参画を目指した人的ネットワーク（6月末現在135機関等（176件））からなる「農林水産知的財産ネットワーク」を今秋に正式に立ち上げることとしている。（参考資料2）

- 農林水産・食品分野の知財流通を促進していくため、①知財に不慣れな農林水産業者・中小企業等がより利用しやすい形で、②農林水産業・食品産業分野に絞った、ポータルサイト及びコンテンツを構築。
- 併せて、人的ネットワーク構築のため、①知財研修の実施、②研究機関、TLO等の情報交流体制の整備を推進。



参考資料2 農林水産知的財産ネットワークの構築

以上の取組のほか、2008年度新規事業として、農林水産現場に着目し、その知的財産の活用・流通のための手法開発等を進めることとしている。農林水産業全体としての技術水準を向上させるとともに、農林水

産分野における知財の創造と活用を促進することが狙いであり、この検討に当たっては、日本弁理士会（農林水産知財対応委員会）にもご協力をいただいている。

イ 生産現場・農山漁村

まずは、すべての農林水産業関係者が、技術やノウハウを知的財産と認識し、その活用を促進することが重要であると考えている。このため、現場の農林水産業者や指導者が現場の技術・ノウハウ等の知財を発掘・創出・実用化・保護するに当たっての指針として「農業の現場における知的財産取扱指針」を作成したところである。

また、地域独自の資源としての農林水産物や食品を発掘・開発し、商品化・ブランド化して販売していくことや、農山漁村の景観、伝統文化等の価値ある地域資源を財産と捉え、農林水産業や地域の活動とうまく組み合わせることなどにより、地域活性化につなげていくことが必要である。このため、成功事例の収集・分析、「食と農の地域ブランド協議会」の設立、「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」の実施等により、地域ブランド化の取組を支援している。なお、地域ブランド化施策については、別稿「農林水産物・食品の地域ブランドの確立に向けて」で詳説されているので、そちらを参照されたい。このほか、全国に情報発信して食文化を通じた地域振興を図るとともに都市と農山漁村の交流を促進することを狙いとして、「農山漁村の郷土料理百選」の選定も行ったところである。

ウ 海外

拡大しつつある世界の食料・食品市場において市場評価を高めるには、日本産農林水産物が他国産のものと品質等の点で区別できるとともに、高品質等の特徴が「日本ブランド」として市場で認知される必要がある。このため、和牛や日本産果実の統一マークを策定したところであり、輸出の展開に活用していく。また、海外における日本食レストランの推奨、日本食料理人への講習会の開催等を支援している。

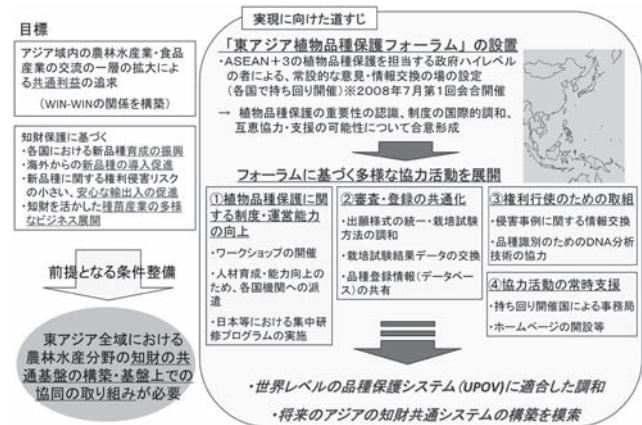
(2) 知的財産の保護強化

ア 植物新品種の保護強化

農林水産省所管の「種苗法」に基づく植物新品種の「育成者権」に関しては、国内外からの出願数増加への対応や審査期間の迅速化（平成20年度に世界最速水準の2.5年を目標）に向けて、審査体制の整備、審査基準の国際的な調和等に向けた取組の更なる強化を図っている。加えて、権利侵害への対応強化のための

種苗法の改正を行ったほか、審査の迅速化のための総合電子化システムの構築、DNA分析による品種識別技術の開発・実用化等を推進している。

また、東アジアでの植物品種保護制度の共通基盤の構築のため、制度調和、技術協力、人材育成等を推進する「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を提唱し、この7月23日に東京都内において、ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハイレベルの者及び関係国際機関などが意見・情報交換を行う場として、第1回会合を開催したところである。（参考資料3）



参考資料3 東アジア植物品種保護フォーラム

イ 家畜の遺伝資源の保護強化等

更に、家畜の遺伝資源に関しては、遺伝子特許の取得の促進に加え、精液の流通管理の徹底や「和牛」表示の厳格化の取組を促進している。

また、模倣品・商標権侵害対策を推進するほか、企業の自己防衛を支援するため、海外における知的財産保護制度やその運用に関する情報の収集及び提供を行う「食品産業海外事業活動支援センター」を開設するとともに、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」を取りまとめたところである。

(3) 普及啓発・人材育成

農林水産業・食品産業分野において、知的財産の取扱いに資する知識を関係者に普及し、それぞれの分野で知的財産に詳しい人材を育成していくことが重要である。このため、知的財産に関する相談に対応できる指導の人材（普及指導員、都道府県・市町村の行政担当者、JA営農指導員等）を3年間で1,000人程度育成することを目指し、研修等を拡充する。具体的には、2008年度予算において、農林水産分野の知財関係研修を一本化した事業を創設し、従来あまり体系的には

行われてこなかったこの分野の人材育成について、対象者別にどのような役割を期待するかを整理し、研修内容を検討・調整して臨むこととしている。その上で、地域レベルにおいて、経済産業省、日本弁理士会等とも連携しつつ、農林水産関係者への知識普及を実施していく。

このほか、知的財産分野における農林水産省と経済産業省の連携（両省連絡会議の設置）を開始したところであるが、その一環として地方農政局等における知的財産相談窓口を設置したところである。

4. 終わりに

以上、知財戦略及びその成果等について述べてきたが、その詳細は農林水産省ホームページ⁽¹⁾をご覧ください。

また、施策の推進を支える組織体制についても、充

実を図り、かつ、恒久的なものとしていく観点から、「農林水産省知的財産戦略本部」の事務局を務めてきた大臣官房企画評価課知的財産戦略チーム及び生産局種苗課を統合し、農林水産省の全体としての戦略の推進をも担当する一元的組織として、この8月に「知的財産課」を設置したところである。

この新たな体制の下で、農林水産業・食品産業の新しい発展を支えるものとしての知的財産施策を一層強力に推進していきたいと考えている。

注

(1) 「知的財産・地域ブランド情報」

(<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/index/html>)

(原稿受領 2008.8.1)

